

奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則

昭和52年3月31日奈良県規則第59号
改正 昭和58年3月15日奈良県規則第38号
改正 平成3年9月30日奈良県規則第21号
改正 平成6年3月31日奈良県規則第57号
改正 平成12年3月28日奈良県規則第60号
改正 平成12年3月31日奈良県規則第70号
改正 平成15年3月31日奈良県規則第57号
改正 平成25年9月27日奈良県規則第13号
改正 平成30年3月27日奈良県規則第31号
改正 令和元年12月10日奈良県規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県青少年の健全育成に関する条例(昭和51年12月奈良県条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(推奨の申出)

第3条 条例第15条の規定により知事が推奨することが相当であると認める者は、優良映画、書籍等推奨申出書(第1号様式)によりその旨を知事に申し出ることができる。

(有害興行の掲示)

第4条 条例第20条第3項の規定による掲示の様式は、第2号様式によるものとする。

(有害図書類とする写真等の内容)

第5条 条例第21条第2項第1号から第3号までに規定する規則で定める内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿勢で、次のいずれかに該当するもの(陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)
 - ア 陰部の部位を誇示し、又は露出した姿態
 - イ 自慰の姿態
 - ウ 愛撫の姿態
 - エ 排泄の姿態
 - オ 緊縛の姿態
- (2) 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの(陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)
 - ア 男女の性交
 - イ 強制性交等その他の陵辱行為
 - ウ 同性間の性行為

エ 変態性欲に基づく性行為

(図書類自動販売管理者の要件)

第6条 条例第24条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 未成年者でないこと。
- (2) 当該図書類自動販売機を設置する市町村の区域内に居住し、適正に図書類の販売を管理できる者であること。

(図書類の自動販売機設置の届出等)

第7条 条例第25条第1項の規定による図書類の自動販売機の設置の届出は、図書類自動販売機設置届出書(第3号様式)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 自動販売機の設置場所付近の見取図
- (2) 図書類自動販売管理者の住民票の写し
- (3) 図書類自動販売管理者が、条例に定める図書類自動販売管理者となることを承諾し、かつ、図書類自動販売管理者としての義務の履行に関し、必要な権限が付与されていることを証する書類
- (4) 自動販売機の設置場所を提供する者が、その設置を承諾していることを証する書類

2 条例第25条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第25条第1項第2号から第5号までに掲げる者の電話番号
- (2) 自動販売機の名称、型式及び製造番号
- (3) 自動販売機による図書類の販売開始予定年月日

(図書類の自動販売機設置届の変更の届出等)

第8条 条例第25条第2項の規定による届出に係る事項の変更の届出は、図書類自動販売機設置届出事項の変更届出書(第4号様式)に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 条例第25条第1項第3号に掲げる事項を変更した場合 前条第1項第2号及び第3号に掲げる書類(図書類自動販売管理者が同一人であつて、当該者の住所又は氏名を変更したときは、同項第3号に掲げる書類を除く。)
- (2) 条例第25条第1項第5号に掲げる事項を変更した(同号に規定する者が同一人であつて、当該者の住所又は氏名を変更したときを除く。)場合 前条第1項第4号に掲げる書類

2 条例第25条第2項の規定による販売の廃止の届出は、図書類自動販売機廃止届出書(第5号様式)を提出して行わなければならない。

(表示方法)

第9条 条例第26条の規定による表示は、表示票(第6号様式)を自動販売機に張り付けて行わなければならない。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明事項)

第10条 条例第30条の2第1項第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、条例第30条の2第2項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由が必要であること及び同項に規定する理由書の提出が必要であること。

- (2) 保護者が青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合には、条例第30条の2第5項に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由が必要であること及び同項に規定する理由を記載した書面又は電磁的記録の提出が必要であること。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由)

第11条 条例第30条の2第2項に規定する規則で定める理由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- (2) 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- (3) 保護者が、その保護する青少年の携帯電話端末等からのインターネットの利用の状況を適切に把握すること等により、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。

(青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由)

第12条 条例第30条の2第5項に規定する規則で定める理由は、保護者が、自らの責任において青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることとする。

(公表)

第13条 条例第30条の3第3項の規定による公表は、奈良県公報への登載その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第30条の3第1項の規定による勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の内容
- (3) 公表の理由
- (4) その他知事が必要と認める事項

(深夜興行の掲示)

第14条 条例第33条第2項の規定による掲示の様式は、第7号様式によるものとする。

(措置命令書)

第15条 条例第23条第2項及び第29条第2項の規定による措置命令は、措置命令書（第8号様式）によるものとする。

(立入調査員の指定)

第16条 条例第37条第1項の規定により立入調査を行う者は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。

- (1) 知事の事務部局の職員
- (2) 教育委員会の事務部局の職員
- (3) 警察職員

(立入調査員証の様式)

第17条 条例第37条第2項に規定する証明書は、第9号様式によるものとする。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

優良映画、書籍等推奨申出書	
年 月 日	
奈良県知事 殿	
住 所 氏 名 ㊟	
〔 法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名 〕	
次の何々は、青少年の健全な育成に特に有益であると思われまますので、奈良県青少年の健全育成に関する条例第15条の規定により知事が推奨くださるよう申し出ます。	
記	
映画、書籍等の 題名、書籍名等	
推奨に価する 具体的理由	
その他参考となる 事項及び資料	

第2号様式（第4条関係）

ただいま上映（演）中の映画（演劇、ショー等）は、奈良県青少年の健全育成に関する条例により、青少年に観覧させてはならないと指定されたので、十八歳未満の方の入場をお断りいたします。
--

注 大きさ 縦 100センチメートル
横 40センチメートル

第3号様式（第7条関係）

<p>図書類自動販売機設置届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>奈良県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">〔 法人にあつては、主たる事務所の所 在 地、名称及び代表者の氏名 〕</p> <p>図書類を販売するため自動販売機を設置するので、奈良県青少年の健全育成に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
自動販売機の設置場所	市 町 番地 郡 村
図書類自動販売業者	住 所 氏 名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
図書類自動販売管理者	住 所 氏 名 電話番号
自動販売機を管理する者	住 所 氏 名 電話番号
自動販売機の設置場所を提供する者	住 所 氏 名 電話番号
自動販売機の名称、型式及び製造番号	名 称 型 式 製造番号
販売開始予定年月日	年 月 日
備 考	

第4号様式（第8条関係）

<p>図書類自動販売機設置届出事項の変更届出書</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>奈良県知事 殿</p>		
<p>住 所 氏 名 ⑩ 電話番号</p>		
<p>〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕</p>		
<p>図書類の自動販売機の届出に係る事項を変更したので、奈良県青少年の健全育成に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
設 置 場 所		
変 更 事 項		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

第5号様式（第8条関係）

<p>図書類自動販売機廃止届出書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>奈良県知事 殿</p>	
<p>住 所 氏 名 ⑩ 電話番号</p>	
<p>〔 法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名 〕</p>	
<p>自動販売機による図書類の販売を廃止したので、奈良県青少年の健全育成に関する条例 第25条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
<p>設 置 場 所</p>	
<p>廃 止 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>

第6号様式（第9条関係）

表 示 票	
図書類自動販売業者	住 所 氏 名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
図書類自動販売管理者	住 所 氏 名 電話番号
自動販売機を管理する者	住 所 氏 名 電話番号
自動販売機の設置場所を提供する者	住 所 氏 名 電話番号

注 大きさ 縦 15センチメートル
横 10センチメートル

第7号様式（第14条関係）

奈良県青少年の健全育成に関する条例により、午後十一時から翌日の午前四時までの間は、十八歳未満の方の入場をお断りいたします。

注 大きさ 縦 100センチメートル
横 40センチメートル

第8号様式（第15条関係）

契

奈良県達第 号

住 所
氏 名 様

（法人の場合には、主な事務所の所在地及び名称）

奈良県青少年の健全育成に関する条例第 条第2項の規定により下記の措置を命じます。

年 月 日

奈良県知事 氏 名 印

記

1 措置すべき物件

2 措置すべき内容

3 措置すべき期限

年 月 日

4 理 由

この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対し審査請求ができます。処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、奈良県を被告として（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

第9号様式（第17条関係）

(表)

立入調査員証		第 何 号
写 真	所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
上記の者は、奈良県青少年の健全育成に関する条例第37条第1項の規定により立入調査を行う者であることを証明します。		
年 月 日		奈良県知事 氏 名 印

注 大きさ

縦 6.4センチメートル
横 9センチメートル

(裏)

奈良県青少年の健全育成に関する条例(抜粋)
(立入調査等)
第37条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に資料を提出させ、若しくは質問させることができる。
(1) 興行を行う場所
(2) 図書類を販売し、又は貸し付ける場所
(3) がん具刃物類を販売する場所
(4) 広告物を掲出し、又は表示する場所
(5) 衛生用品を販売する場所
(6) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業所、事務所その他の事業場
(7) 質屋、古物商又は貸金業者の営業の場所
(8) 客に遊技をさせる場所
2 前項の規定により立入調査を行う者は、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
(罰則)
第42条 略
2及び3 略
4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
(1)～(4) 略
(5) 第37条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者
5 略

附 則（昭和58年規則第38号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例（昭和57年12月奈良県条例第5号）附則第2項の規定による届出には、改正後の奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則第7条第1項の規定を準用する。

附 則（平成3年規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成3年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際改正前の規則の規定により交付されている許可証、証明書等で現に効力を有するものは、改正後の規則の規定により交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際改正前の規則の規定により現に提出されている申請書、届出書等は、改正後の規則の規定により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、平成4年3月31日までの間なお使用することができる。

附 則（平成6年規則第57号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第60号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第70号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第57号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和51年12月奈良県条例第13号）第24条の規定により置かれている図書類自動販売管理者に係る要件については、この規則の施行の日から起算して6月を経過する日までは、同条例第25条第2項の規定による届出をするときを除き、この規則による改正後の奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則第6条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第55号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第13号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第77号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。